	平成28年3月卒業		平成29年3月卒業			平成30年3月卒業			
区 分	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
進路別卒業者数		•	•	•			•	•	
	0.050						0.050	4 070	4 071
卒 業 者 総 数	8 878	4 644	4 234	8 903	4 482	4 421	8 650	4 379	4 271
A 高等学校等進学者	8 670	4 527	4 143	8 691	4 369	4 322	8 495	4 309	4 186
高等学校(本科)	8 418	4 345	4 073	8 453	4 211	4 242	8 262	4 140	4 122
全 日 制	8 103	4 202	3 901	8 130	4 071	4 059	7 959	4 008	3 951
定時制	239	109	130	220	92	128	199	85	114
通信制	76	34	42	103	48	55	104	47	57
中等教育学校(本科)	2	1	1	_	_	_	_	_	_
全日制	2	1	1	_	_	_	_	_	_
定時制	_	_	_	_	_	_	_	_	_
高 等 学 校 (別 科) 中 等 教 育 学 校 (別 科)	_	_	_	_	_	_	_	_	_
高 等 専 門 学 校	 153	110	34	137	98	39	133	104	_ 29
向 · 寺 · 守 · 广 · 子 · 仪 · 特 · 別 · 支 · 援 · 学 · 校 (本 · 科)	153 97	119 62	34 35				100	65	29 35
特別支援学校(別科)	97	02	35 —	101	60	41	100	— —	ან —
(再掲)上記Aのうち他県への進学者	197	126	71	211	120	91	214	150	64
B 専修学校(高等課程)進学者	35	2	33	46	7	39	22	3	19
C 専修学校(一般課程)等入学者	9	4	5	8	7	1	11	5	6
公 共 職 業 能 力 開 発						-			
D 施 設 等 入 学 者	15	14	1	19	19	_	6	4	2
E 就 職 者 等	48	35	13	30	24	6	19	15	4
①自主営業主等	•••	•••	•••	•••	•••	•••	11	10	1
②常用労働者	•••	•••		•••	•••	•••	7	5	2
ア 無 期 雇 用 労 働 者 ィ 有期雇用労働者(雇用契約						•••	6	4	2
期間1か月以上)							1	1	_
③ 臨 時 労 働 者 ④ 判 別 不 明 の 者							_	_	1
F上記以外の者	101	62	39	109	56	53	96	42	54
G 不 詳 ・ 死 亡 の 者	_	_	_	_	_	_	1	1	_
,, (再掲)上記A,B,C,Dの	2	2		2	2		_	_	_
りり肌順している有			_			_	_	_	_
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	1	1	_	1	1	_	_	_	_
B, C, D の う ち (再掲)上記Eの有期雇用労働者	1	1	_	1	1	_	_	_	_
I のうち雇用契約期間が1年以上、 かつフルタイム勤務相当のもの	•••	•••	•••			•••	1	1	_
進 学 率 (%)	r 97. 7	r 97. 5	r 97. 9	r 97. 6	r 97. 5	r 97. 8	98. 2	98. 4	98. 0
就 職 率 (%)	0.6	0.8	0.3	0.4	0.6	0.1	0. 2	0.3	0. 1
産業別就職者数(上記Hを含む)									
総 数	50	37	13	32	26	6	18	15	3
第一次産業	1	_	1	_	_	_	_	_	_
第二次産業	29	29	_	15	12	3	8	8	_
第三次産業	14	7	7	12	9	3	3	1	2
上記以外のもの	6	1	5	5	5	_	7	6	1
	46	36	10	28	22	6	16	14	2
県 外 就 職 者 数	4	1	3	4	4	_	2	1	1
						6			2

資料:福岡県調査統計課

注:「C 専修学校(一般課程)等入学者」とは、専修学校(一般課程),各種学校入学者のことである。 :速報値に基づく数値であるため、確報値とは異なる場合がある。 :中学校の就職率は、平成28年及び平成29年3月卒業分はE及びHの合計人数で、平成30年3月卒業分以降はE①,E②ア、 H及び I の合計人数で算出。



YELL(エール)とは?

さまざまな悩みを抱えた若者を対象とした

総合相談窓口

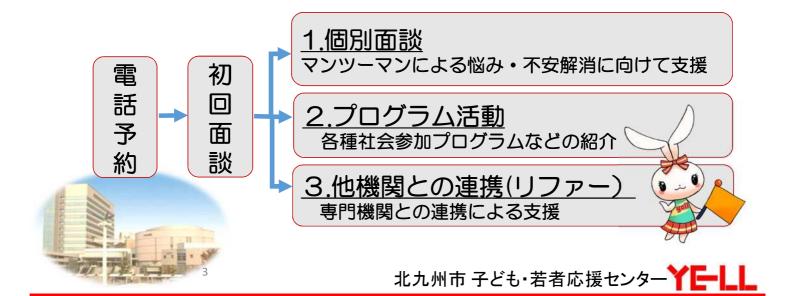
対象者 (子ども家庭局青少年課 所管、北九州市福祉事業団 委託)

社会生活困難を抱えた若者(15歳~39歳)とそのご家族 相談内容

- 悩みをどこに相談したら良いかわからない
- ・就職など自立に向けた準備がしたい
- 対人関係の苦手さを克服したい など

北九州市子ども・若者応援センター

ご利用の流れ、支援内容



若者の次の一歩を応援!

1. 個別面談

継続的に専門のカウンセラーと面談

- 例)・気持ちの整理
 - 適職探し
 - 履歴書、職務経歴書の書き方
 - ■面接の指導





北九州市 子ども・若者応援センター

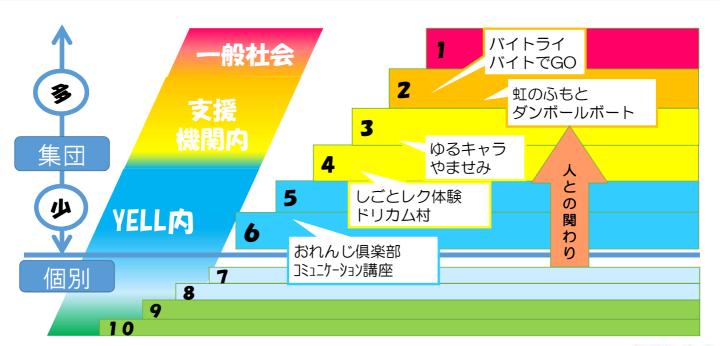
2. 各種社会参加プログラムの紹介

コミュニケーションカ を高めたい 社会貢献活動で 経験を積みたい

職場実践で 力だめしをしたい 自己実現 (ブレイクスルー)**しよう!**

北九州市子ども・若者応援センター

若者の次の一歩を応援!



北九州市子ども・若者応援センター

準ひきこもりレベル

イラスト会



若者の次の一歩を応援!

準ひきこもりレベル

おれんじ倶楽部「お散歩会」





⁸ 北九州市 子ども・若者応援センター**丫┣━┃┃┃**

準ひきこもりレベル

ご招待イベント





若者の次の一歩を応援!

準ひきこもりレベル

おれんじ倶楽部「UVレジンアクセサリー作り体験」



北九州市 子ども・若者応援センター

準ひきこもりレベル

おれんじ倶楽部「カラーセラピー体験」





北九州市子ども・若者応援センター

若者の次の一歩を応援!

準ひきこもりレベル

農業体験「ドリカム村」



準ひきこもりレベル

スーパー見学会





北九州市 子ども・若者応援センター

若者の次の一歩を応援!

準ひきこもりレベル

ボランティア体験「やませみ」



社会参加レベル

しごと体験 ショップ「虹のふもと」



北九州市 子ども・若者応援センター

若者の次の一歩を応援!

社会参加レベル

ギラヴァンツ (オープン・マインド・プログラム)





若者の次の一歩を応援!



進路選択レベル



若者の次の一歩を応援!

進路選択レベル

ダンボールボートレース





北九州市 子ども・若者応援センター

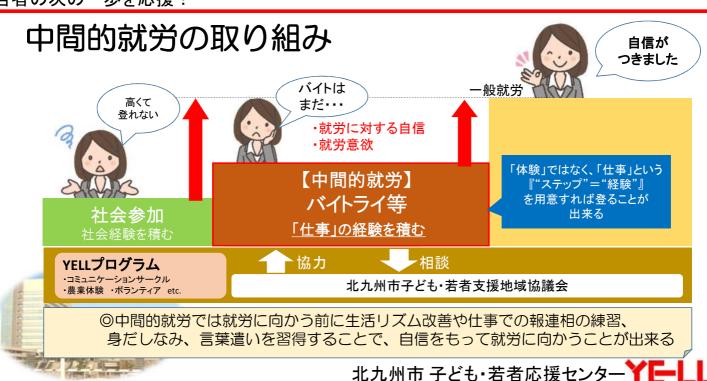
YELL卒業生によるお仕事トーク会♪





北九州市子ども・若者応援センター

若者の次の一歩を応援!

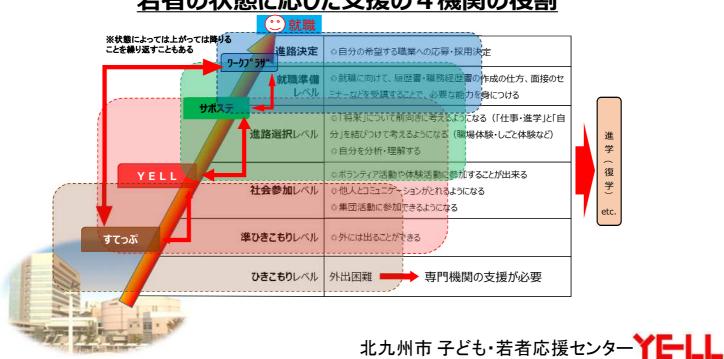


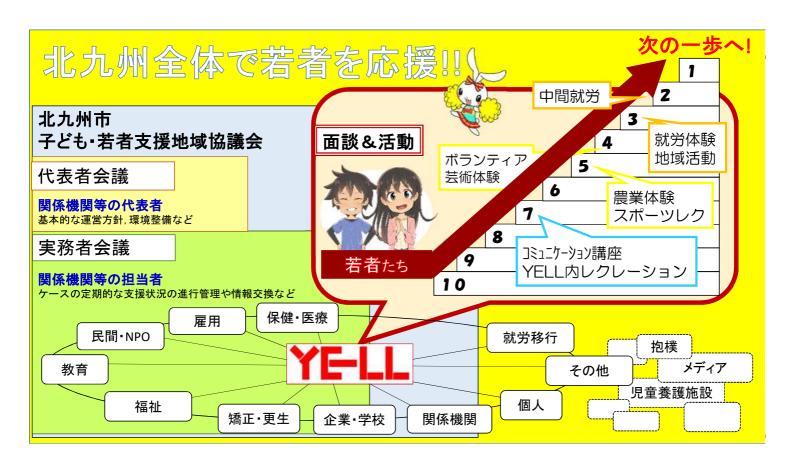
若者の受け皿 若者の成長の場

<福祉> <教育> 北九州市教育委員会 ・北九州市発達障害者支援センター「つばさ」 ・北九州障害者仕事サポートセンター ・勤労青少年ホーム ・北九州市障害者基幹相談支援センター ・北九州市ボランティアステーション 子ども・若者 北九州市子ども・若者 〈雇用〉 ・ハローワーク 応援センター ・若者ワークプラザ北九州 支援地域協議会 [YELL] ・北九州若者サポートスティ 雇用・更生・福祉・医療・教育等市内のさまざまな専門機関と連携 <保健・福祉・医療> <矯正・更生> ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」 くその他> 虹のふもと ·小倉少年鑑別支所 ・精神保健福祉センター しごと・レク体験 消費生活センター •保護観察所 ・区役所・子ども家庭相談コーナー おれんじ倶楽部 •NPO団体 少年サポートセンター やませみ 子ども総合センター •弁護士会 ドリカム村 •病院 コミュニケーション講座

若者の次の一歩を応援!

若者の状態に応じた支援の4機関の役割





若者にとって必要なこと

・安心して体験できる場所での経験

失敗しても批判されないこと (「そんなことも出来ないなんてダメだな~」 →「ここまでよく頑張ったね」)

・楽しいと感じられる場所での体験

心からわくわく・ドキドキ感を感じてもらう。 楽しい!次もやりたい!と感じてもらう。 HANAS"YELL" イメージキャラクター 「ハナ」と「エル」



若者にとって必要なこと

• 経験値

子どもたちが経験していないことをやってもらう。子どもたちの選択肢を増やす。世界観を広げる。



軽く転べる体験を

大怪我をせず、擦り傷をつくるくらいの怪我で「転び方」を学んでもらう。 「心の受け身の取り方」を学んでもらう。

北九州市子ども・若者応援センター

若者の学びなおしと自立支援事業「若者はばたけネット」実施要綱

高知県教育委員会

1 目的

若者の学びなおしと自立支援事業(以下「自立支援事業」という。)は、高知県教育委員会事務局生涯学習課(以下「生涯学習課」という。)が、市町村(学校組合)教育委員会、県立中学校、県立高等学校、県立特別支援学校、私立中学校、私立高等学校、国立中学校、高等専門学校から中学校卒業時及び高等学校等の中途退学時の進路未定者の個人情報を収集して若者サポートステーションに提供し、学校教育から切れ目のない就学や就労に向けた自立支援を行うことで、対象者の進路保障を確実なものとする。

2 定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「若者はばたけネット」とは、自立支援事業の対象者に対する自立支援のための関係機関 の情報ネットワーク組織をいう。
- (2)「関係機関」とは、生涯学習課、市町村(学校組合)教育委員会、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校及び「若者サポートステーション」をいう。
- (3)「若者サポートステーション」とは、社会福祉法人高知県社会福祉協議会が運営する、こ うち若者サポートステーション及び特定非営利活動法人若者就労支援センターつながる ねっとが運営する、はた若者サポートステーションをいう。
- (4)「同意書」とは、県立学校以外の中学校卒業時及び高等学校等中途退学時の進路未定者が 自立支援事業における「若者はばたけネット」を活用した支援を受けるために、自身の個 人情報を利用することに同意するための様式をいう。
- (5)「個人情報票」とは、県立学校が中学校卒業時及び高等学校等中途退学時の進路未定者の 個人情報を生涯学習課に提供するための様式をいう。

3 対象

対象者は、次の各号に該当する者であることとする。

- (1) 中学校を卒業するときに就学又は就職が決定していない者
- (2) 高等学校、特別支援学校及び高等専門学校を中途退学するときに就学又は就職が決定していない者

4 個人情報の保護について

対象者の個人情報は、高知県個人情報保護条例等に基づき、目的達成に必要な範囲でのみ利用されるものとする。

5 関係機関の役割

(1) 中学校

① 3 (1) に該当する者及びその保護者等に対して、自立支援事業及び若者サポートステーションについて説明を行い、個人情報が生涯学習課に提出され、若者サポートステーシ

ョンに提供されることを説明する。

- ② 市町村(学校組合)立中学校は、対象者の同意書を受け取り、市町村(学校組合)教育 委員会に提出する。
- ③ 私立中学校、国立中学校は、対象者の同意書を受け取り、生涯学習課長に提出する。
- ④ 県立中学校は、対象者の個人情報票を作成し、生涯学習課長に提出する。
- ⑤ 若者サポートステーションが行う対象者に対する自立支援に関し必要な協力を行う。
- (2) 高等学校、特別支援学校又は高等専門学校
 - ① 3 (2) に該当する者及びその保護者等に対して、自立支援事業及び若者サポートステーションについて説明を行うとともに、個人情報が生涯学習課に提出され、若者サポートステーションに提供されることを説明する。
 - ② 県立高等学校、県立特別支援学校は、対象者の個人情報票を作成し、生涯学習課長に提出する。
 - ③ 市立高等学校、市立特別支援学校は、対象者の同意書を受け取り、市町村(学校組合) 教育委員会を通じて、生涯学習課長に提出する。
 - ④ 私立高等学校、高等専門学校は、対象者の同意書を受け取り、生涯学習課長に提出する。
 - ⑤ 若者サポートステーションが行う対象者に対する自立支援に関し必要な協力を行う。

(3) 教育委員会

- ① 市町村(学校組合)教育委員会は、各学校から提出された同意書を受理し、生涯学習課長に提出する。
- ② 生涯学習課長は、各関係機関から提出された同意書又は個人情報票を受理し、若者サポートステーション責任者に提供する。

附則

この要綱は、平成19年6月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年2月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年8月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附即

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附則

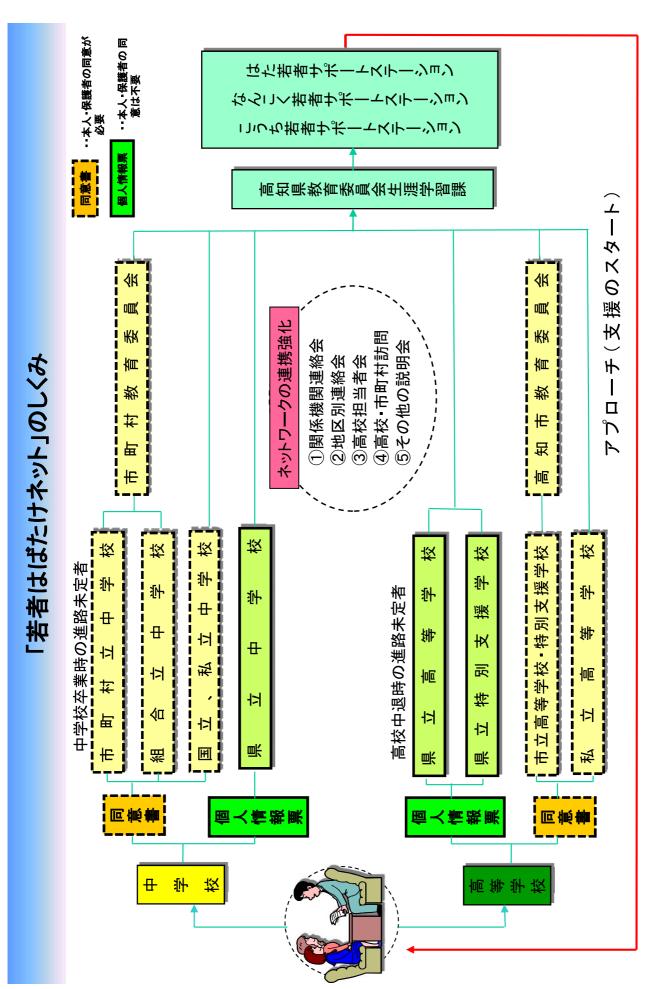
この要綱は、平成24年10月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

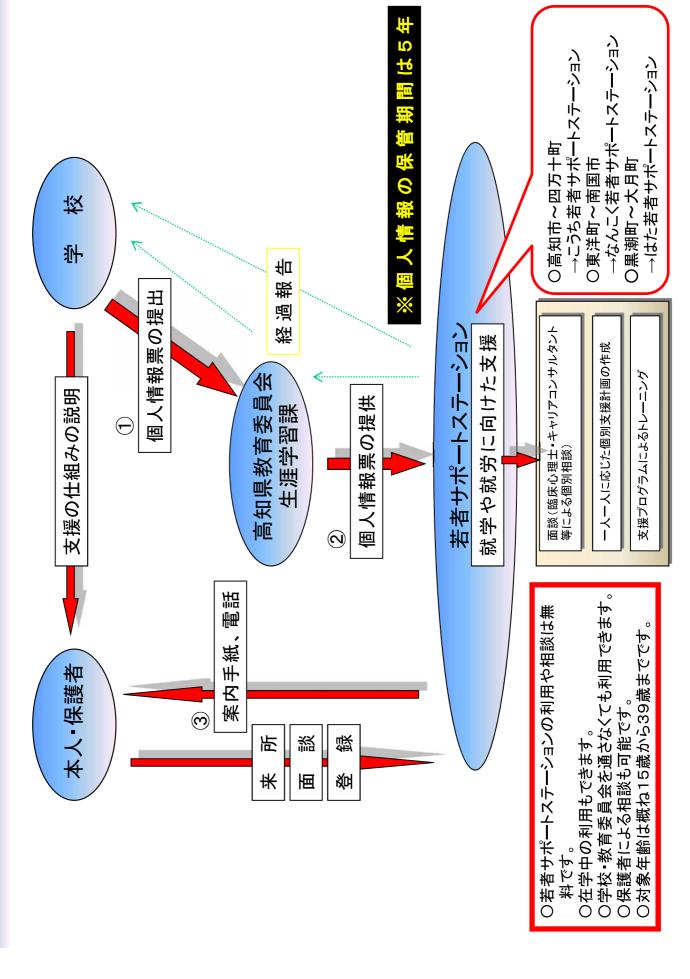
附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。



※「同意書」は、本人・保護者から学校に提出され、学校の所管を通じて県生涯学習課に提出される(個人情報の保護) ※「個人情報票」は、本人・保護者の同意の有無にかかわらず、県生涯学習課に提出することができる(個人情報保護の例外的取扱)。 ただし、県立学校関係以外では、個人情報の提供についての整備が必要。

個人情報票の流れと支援方法



個人情報票

			平成	年	月	日
氏 名	生年月日	性別	退学受理日		中退時 <i>0</i>)学年
	年 月 日		年 月	日		
保護者氏名	本人との続柄					
住所		連	絡先(TEL、FAX、	e - ma	ail等)	
₹		本人				
		保護者				
備考欄						
個人情報の例外的取扱いについて	(□ 本人説明済み □	保護者説明	済み 口 両者説明無	無し)		
若者サポートステーションについ	て(口 本人説明済み	□保護者説	明済み 🛮 両者説明	無し)	
W#####################################		י פווים	ᄆᆇᅲᅩᆞᄽᇛᆠᆠᇬ	\ T⊞ -↓-	4115	
※備考欄には、該当に口を入れると:	共に、豕族愽戍、字校生に	5の状况、1	8字埋田、進路未疋0.	ノ埋田、	・本人との	艮对

※備考欄には、該当に☑を入れると共に、家族構成、学校生活の状況、退学理由、進路未定の理由、本人との良好な関係にある人物など、支援に必要な事項を可能な限り記載してください。若者サポートステーションより本人保護者への連絡の際に必要になりますので、ご記入をよろしくお願いいたします。

学校名	校長名
	印

【県立学校の場合】

・本個人情報票は、親展にて生涯学習課長あてに<u>郵送</u>をお願いします。

【県立学校以外の場合】

- ・本個人情報票は、**親展にて各学校の所管(市町村教育委員会等)を通じて**生涯学習課長あてに<u>郵送</u>をお 願いします。
- ※県立学校以外の学校からの個人情報票の提出にあたっては、当該市町村等の個人情報保護条例の規定に 従って提出をお願いします。